

特定非営利活動法人 茅ヶ崎ユニバーサルデザインスクエア定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人茅ヶ崎ユニバーサルデザインスクエアという。
(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、障害者が地域で自立できる社会の実現を図るため、障害者に対して、障害者の自立生活支援に関する事業を行うと共に、障害者、支援者、及び専門家が出会う場を提供することによって、ユニバーサルデザイン理念に基づく地域福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業
 - ②その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準 会 員：この法人の目的に賛同して、その事業活動を利用するために入会する個人
- (3) 賛助会員：この法人の目的に賛同して、資金協力をを行う個人及び団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2. 理事長は、そのものが前条各号に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める細則に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款のほか、当法人の規則又は理事会若しくは総会の決定に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上15人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
2. 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告する。
3. 監事は、総会で選任する。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
6. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、

これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 監事の選任等に関する事項

- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (6) その他この法人の運営に関する重要事項
2. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 理事の選任等に関する事項
 - (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が、第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。
3. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号及び第3項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
4. 会議を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事会においては、議事が緊急を要すると理事長が認める場合にはこの限りではない。

(議長)

第26条 会議の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項について、理事が書面、ファクシミリ又は電子メールにより、賛否を示すことにより、理事会の議決とすることができる。

(表決権等)

第29条 総会における各正会員及び理事会における各理事（以下「構成員」という。）の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した構成員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第41条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。
4. 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数並びに理事会における出席者氏名（書面による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、総会においてはその数、理事会においてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第33条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものである。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第38条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度毎に速やかに理事長が、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第40条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2. 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地、及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第42条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散の総会で定めるものに帰属するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑 則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	近 藤 裕 美
理事	湯 山 文 夫
同	高 橋 健 一
同	田 辺 和 男
同	伊 藤 恵 子
同	星 野 明
同	鈴 木 浩 子
監 事	長 嶺 玉 雄
同	大 久 保 カ メ ヨ
- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、障害者手帳を有する準会員の入会金、年会費はこれを免除する。

(1) 正会員	入会金	2,000 円	／	年会費	3,000 円
(2) 準会員	入会金	2,000 円	／	年会費	2,000 円
(3) 賛助会員（個人）	入会金	1,000 円	／	年会費	3,000 円
(4) 賛助会員（団体）	入会金	10,000 円	／	年会費	30,000 円